

返戻金制度に関する事項

紹介人材の責めに帰すべき事由により以下の期間内に退職に至った場合、紹介手数料を以下の割合にて返却するものとする。

- (1) 入社日から起算して1ヶ月以内 対価の80%
- (2) 入社日から起算して1ヶ月を超え3ヶ月以内 対価の50%
- (3) 入社日から起算して3ヶ月を超え6ヶ月以内 対価の20%